

創業特例について

(新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金)

要件①：令和2年1月から令和2年12月までの年間事業収入（売上）の合計が、前年同期比で15%以上減少していること。（比較対象年★●）

創業日	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年(令和元年)1月～12月の間に創業した場合	2019年 (令和元年) ★	$\frac{\text{2019年(令和元年)の年間売上合計}}{\text{2019年(令和元年)の創業後月数※}} \times 12$ と 2020年(令和2年)の年間売上を比較する。											

・2020年(令和2年)1月～11月の間に創業した場合 ・12月創業は下記要件②で対象外となるため	2020年 (令和2年) ●	$\frac{\text{2020年(令和2年)の1～11月の売上合計}}{\text{2020年(令和2年)の創業後月数※}} \times 12$ と $\frac{\text{2020年(令和2年)12月～2021年(令和3年)3月の売上合計}}{4} \times 12$ を比較する。											12月創業は対象外
--	-------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------

※創業した月は、創業日数にかかわらず1か月とみなす

要件②：令和2年12月から令和3年3月までの任意の連続する2か月の事業収入（売上）の合計が、前年（又は前々年）同期比で30%以上減少していること。

(比較対象期間★●)

創業日	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年(令和元年)1月～12月の間に創業した場合	2019年 (令和元年)	令和元年12月からの売上があるため、創業特例の必要はない。											★

・2020年(令和2年)1月～11月の間に創業した場合 ・2020年(令和2年)12月創業は対象外	2020年 (令和2年)	★	★	★	$\frac{\text{2020年(令和2年)の1～11月の売上合計}}{\text{2020年(令和2年)の創業後月数※}} \times 2$ を前年の売上とみなす。									●
													対象外 (前年の売上を推計できないため)	

・2021年(令和3年)1月～2021年(令和3年)3月に創業した場合 及び ・2021年(令和3年)4月以降に創業した場合	2021年 (令和3年)	●	●	●	対象外（前年の売上を推計できないため）									●
													対象外（そもそも令和2年12月～令和3年3月の売上がないため）	